

同和更生資金貸付金の債権管理

事務事業の概要	検出事項	監査の結果															
<p>1 貸付金制度</p> <p>(1) 昭和39年から府域内の同和地区世帯に1世帯当たり30万円以内で関係市町(20市町)が貸付けている。市町で基金を設置し、2/3以内の額を府が貸し付け、市町は残りの1/3を出資している。</p> <p>(2) 本事業は平成5年度で終了、平成6年度には新規貸付を停止している。</p> <p>2 債権回収状況</p> <p>(1) 平成25年3月末の未回収残高は373百万円(府分。以下同じ)</p> <p>(2) 平成24年度の償還額は2.1百万円にとどまる。 (平成22年度1.2百万円、平成23年度0.9百万円)</p> <p>(3) 今後の債権放棄額は、現在精査中である。</p> <p>(4) 大阪府新公会計制度では、未回収額ほぼ全額について貸倒引当金を計上済である。</p> <p>3 債権管理の体制</p> <p>府は各市町に対し、毎年度「同和更生資金貸付業務成績書報告書」等の提出を求め、債権管理の状況を把握し、打合わせ等も行っている。府は現在も2名体制(他業務と兼務)で管理している。</p>	<p>今回、5市町については、平成25年9月定例府議会に債権の一部放棄に係る議案を提出する予定であるが、まだ、債権整理中の市町が15市町残っている。</p>	<p>引き続き回収の見込みがある債権について回収を進める必要があるが、回収の見込みが立たない債権については、債権放棄等の処理を計画的に進める必要がある。</p>															
事務事業を所管する福祉部の見解																	
<p>4 債権放棄に向けた取組状況</p> <p>(1) 「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」(長期滞納債権の整理方針や私債権の債権放棄に向けた実務的な手続を示したもの。以下「条例」という。)が平成22年度に施行された。</p> <p>(2) 市町向け貸付のため直接条例の適用はないが、同条例に準じて整理する必要がある。</p> <p>(3) 「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書」を市町と締結した上で、市町で債権放棄を実施し、そのうち覚書の償還免除基準に該当するものについては、府の債権を放棄する方針である。</p> <p>(4) 平成25年3月末残高の状況は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" data-bbox="252 1486 1279 1732"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成25年3月末残高</th> <th colspan="2">平成25年9月議会に提案予定(5市町*)</th> <th>残り15市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町債権</td> <td>558</td> <td>99</td> <td></td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>うち府債権</td> <td>373</td> <td>67</td> <td></td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 堺市、八尾市、貝塚市、茨木市、能勢町</p>	平成25年3月末残高		平成25年9月議会に提案予定(5市町*)		残り15市町	市町債権	558	99		459	うち府債権	373	67		306	<p>平成25年9月議会に債権放棄を提案する5市町以外の残り15市町の債権放棄に向けて、各市町の債権整理の条件が整い次第手続を進めてまいりたい。</p>	
平成25年3月末残高		平成25年9月議会に提案予定(5市町*)		残り15市町													
市町債権	558	99		459													
うち府債権	373	67		306													

委員意見

回収の見込みがある債権については引き続き回収を進めるとともに、回収の見込みが立たない債権については、早期かつ計画的に条例に準じた債権放棄の処理を検討されたい。現在債権放棄に向け整理中の15市町と、府議会への提案に向けた協議を進められたい。

措置の内容

貸付金の債権管理を行っていた20市町のうち5市町については、平成25年9月議会において債権の一部放棄が可決された。また、残り15市町については、個別にヒアリングを実施し、債権整理の処理状況等の確認を行い、平成26年4月末までに「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書」を府と締結した。

また、平成26年7月から8月にかけて、引き続き債権回収に努めるとした1市を除く14市町について、再度個別にヒアリングを実施し、債権整理の処理状況等の確認を行い、債権放棄等の額を定め残債権について今後の償還計画を府に提出し、平成26年9月議会において、債権の一部放棄が可決された。

また、残る1市については、平成26年8月に提出があった債権見込に関する報告書に添付された償還計画に沿って、債権回収に努めているところである。

(償還状況)

区 分	残る10市町	うち当該市
26年度償還額	682,000円	11,000円
27年度償還額	791,000円	11,000円
28年度償還見込額	349,080円	25,000円

社会福祉法人等に対する指導監査

担当課：福祉部 地域福祉推進室指導監査課

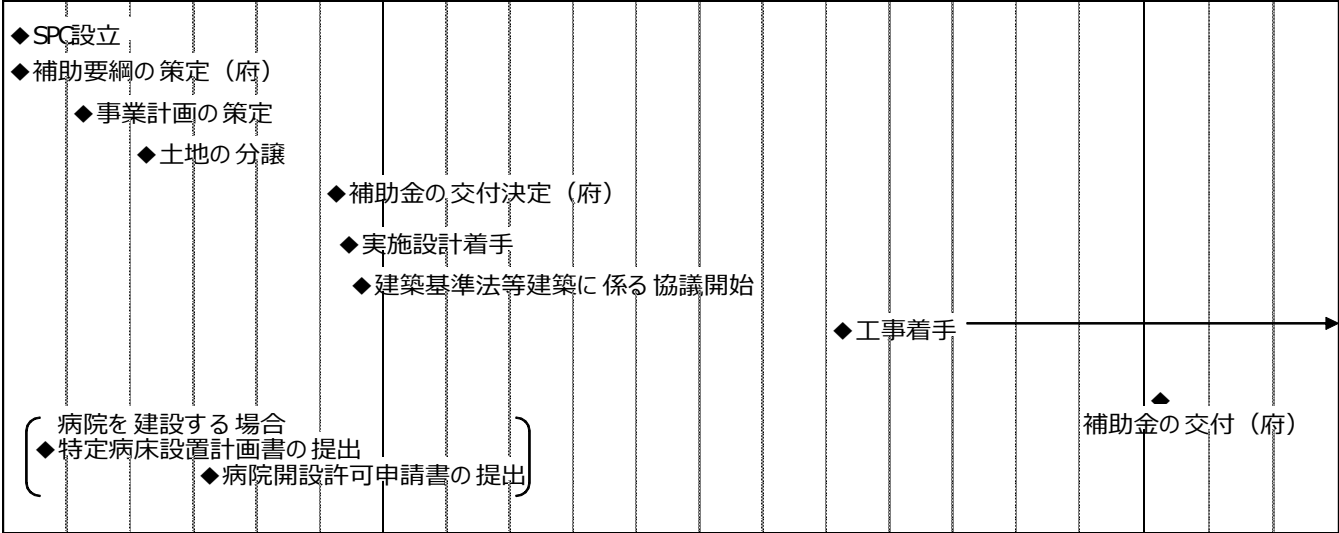
事務事業の概要							検出事項	監査の結果																																
<p>1 社会福祉法人等への指導監査の実施状況</p> <p>(1) 社会福祉法人及びこれらが経営する社会福祉施設に対して、社会福祉法に基づき、指導・監査グループによる指導監査を実施している。</p> <p>ア 監査対象：「法人運営」「法人会計」「施設会計」「職員処遇」「利用者支援」の5部門である。</p> <p>イ 実施体制：法人のみの監査の場合は2名、法人・施設を同時に行う監査では4～5名で実施している。</p> <p>ウ 実施時期：7～2月の期間に原則週3日実施している。4～6月は研修等、週の残り2日は事前準備と報告書作成などを行っている。</p> <p>エ 実施頻度：国の社会福祉法人指導監査要綱では、原則2年に1回の監査が必要とされている。(ただし、外部監査あり等の法人は4年に1回でも可)。</p> <p>(2) 府の職員数、所管法人・施設数、指導監査実施数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">職員数 (グループ長以下)</th> <th rowspan="2">非常勤 (うち公認会計士)</th> <th colspan="2">府所管法人</th> <th colspan="2">府所管施設</th> </tr> <tr> <th>法人数</th> <th>指導監査実施数</th> <th>施設数</th> <th>指導監査実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>15</td> <td>21 (19)</td> <td>739</td> <td>263</td> <td>738</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>11</td> <td>21 (19)</td> <td>617</td> <td>180</td> <td>612</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>9</td> <td>20 (18)</td> <td>161</td> <td>35 (予定)</td> <td>431</td> <td>100 (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 社会福祉法人の指導監査権限は、平成22年度から大阪版地方分権改革により市町村へ順次移譲。(複数市町村にまたがる法人や施設は引き続き府所管)</p> <p>(3) 改善報告：法人への指導監査結果の通知後、1か月を目途に指導監査改善報告書を受領している。</p> <p>(4) 指導監査結果の公表</p> <p>ア 指導監査の実施状況及び検出された主な課題について、各法人に説明し、府ホームページ上で公表している。</p> <p>イ 平成24年度からは、文書指摘件数を5部門ごとに集計し、内容ごとに分類・分析している。平成24年度の文書指摘件数は、法人運営397件、本部会計(法人会計)210件、職員処遇399件、利用者支援(利用者支援、食事提供)366件である。</p> <p>ウ 個々の法人ごとの指導監査結果の公表は、行っていない。</p>							年度	職員数 (グループ長以下)	非常勤 (うち公認会計士)	府所管法人		府所管施設		法人数	指導監査実施数	施設数	指導監査実施数	H23	15	21 (19)	739	263	738	223	H24	11	21 (19)	617	180	612	199	H25	9	20 (18)	161	35 (予定)	431	100 (予定)	<p>1 国の社会福祉法人指導監査要綱では、原則2年に1回(ただし、外部監査あり等の法人は4年に1回でも可)の指導監査が求められているが、府は概ね4年に1回しか実施できていない。</p> <p>2 現在は、全ての法人から指導監査改善報告書入手しているものの、「改善方針(予定)」のみの報告となった場合には、後日、再報告を求めるなどの事後的フォローが行われていないケースがある。</p> <p>3 指導監査結果の公表について改善すべき点があった。</p> <p>(1) 個々の法人ごとの指導監査結果について、公表されていない。</p> <p>(2) 府ホームページにおける指導監査結果の公表を平成23年度以降、更新していなかった。</p>	<p>1 現状の指導監査の実施頻度は規定違反の状態であり、解消するための工夫を行う必要がある。</p> <p>指導監査の実施頻度不足を補い、法人等における不正等の問題事案(不適切な経費支出、着服横領、理事会・評議員会の未開催など)を早期に発見し、利用者への適切なサービス提供を促すには、指導監査の実効性をより高める必要がある。</p> <p>2 指摘を受けた法人等による改善措置が確実に実行されたかどうかの確認が不十分である。次回監査時に確認しているが、これでは早期の改善措置につながらない。</p> <p>3 法人名称を明らかにした指導監査結果が公表されていないため、府民への十分な情報提供が行われておらず、また、問題ある法人等に改善を促すことが不十分である。</p>
年度	職員数 (グループ長以下)	非常勤 (うち公認会計士)	府所管法人		府所管施設																																			
			法人数	指導監査実施数	施設数	指導監査実施数																																		
H23	15	21 (19)	739	263	738	223																																		
H24	11	21 (19)	617	180	612	199																																		
H25	9	20 (18)	161	35 (予定)	431	100 (予定)																																		
対象受検部局(機関)の見解																																								
<p>1 府が行う社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、従前は、実地指導監査に加え、書面監査や集合監査を実施し、国の社会福祉指導監査要綱どおり2年に1回の指導監査を実施してきたが、書面監査や集合監査では表面的な監査に留まり、また、利用者への支援が適正に行われているかの確認ができないため、平成20年度より実効性のある監査とするため、指導監査の手法を実地指導監査のみに変更し、適正な法人運営及び施設運営が図られるよう指導を行ってきたところである。なお、不正事案が確認された場合は、改善が図られるまで継続的な指導を行っている。</p> <p>なお、社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施頻度については、監査体制の見直しを行うなど、指導監査の質を落とさずに実施頻度を上げるよう努める。</p> <p>2 指摘を受けた法人等による改善措置が実行されているかの確認については、次回指導監査において改善状況の確認を行っており、概ね改善されている状況であるが、今後、改善方針(予定)を記載している場合については、より実効性を担保するため再報告を求める事について検討を行う。</p> <p>3 指導監査の結果の公表について、各法人に対しては説明を行っているが、ホームページに掲載が遅れたことは事実である。今後はこのようなことがないよう適正な事務処理を行う。</p> <p>なお、個々の法人ごとの指導監査結果の公表については、府民への積極的な情報提供といった効果はあるが、法人に対して制裁的な意味合いや、利用者への影響を考慮する必要があるため、国や他府県の動向を見ながら、また、第三者機関の意見も聞き、公表の仕方等について検討を行う。</p>																																								

委員意見

- 1 社会福祉法人等への指導監査の回数不足を解消するため、例えば、
 - (1) 監査対象の5部門を全ての法人で一律に監査するのではなく、各法人のリスクに応じて強弱をつける。
 - (2) 現状週3回の往査頻度を増やすなど、監査実施回数確保の工夫を検討されたい。
- 2 社会福祉法人等への指導監査の実効性を高めるため、現状の人員体制においても、例えば、指定居宅サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対する指導等と合同で指導監査を実施するよう、協力体制の整備を検討されたい。
- 3 法人等からの指導監査改善報告書で「改善方針（予定）」のみの報告となった場合には、後日に再報告を求めるなど、実際に改善措置が実行されたかどうかの把握を早期に行われたい。
- 4 指導監査結果の公表については、権限移譲した市町村とも協議の上、利用者保護の観点から、個々の法人の指導監査結果の公表も含めて最も効果的な方法を検討し、早期に実施されたい。

措置の内容

- 1 指導監査の実施頻度について、平成26年度から、週のうち火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の4回を指導監査日にして、実施回数を平成25年度の96回から、平成26年度は134回に増やした。また、平成27年度には社会福祉法改正に伴う事務量増が監査実施回数に影響が出ないようにグループ員を1名増員し、平成26年度と同程度の139回実施するなど、監査体制の見直しを行い、指導監査の質を落とさずに実施頻度を上げるように努めた。
- 2 改善報告書に改善方針（予定）を記載している場合については、より実効性を担保するため、平成28年度から、指導監査結果通知後、2か月後までに改善報告を求めるとともに、未改善事項があり、改善時期や改善のための方策等を確認しても示さない場合は、継続して指導監査を実施している。
- 3 指導監査結果の公表については、施設種別ごとに、文書指摘事項の主な事例を府ホームページで公表した。
なお、平成28年3月31日に成立した改正社会福祉法に基づいて、社会福祉法人に対する指導監査要綱の見直しが行われる予定であり、政省令や改正された指導監査要綱の項目に照らして、公表内容等を検討していく。

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）										
<p>1 事業の概要 地域活性化総合特区に指定されたりんくうタウン・泉佐野市域において、「国際医療拠点」となる施設建設が予定されている。 <平成25年度当初予算要求時における施設の概要（案）></p> <table border="1" data-bbox="302 533 1386 802"> <tr> <td>敷地（延床）面積</td> <td>約8,500平方メートル（40,000平方メートル）</td> </tr> <tr> <td>建物規模</td> <td>10階建て</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>約120億円</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>特定のクリニックを中心としたSPC（特定目的会社）</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>建設する施設の機能としては、<高度がん医療機能>、<健康づくり機能>、<メディカルホテル機能>及び<国際交流・観光機能>の4つを想定</td> </tr> </table> <p>2 補助事業の考え方 (1) 府は、事業者のイニシャルコストの軽減を図るべく、施設の建設費の10%相当額（上限10億円）を補助する。 (2) 特区の実現を牽引する本事業の実施により、特区全体としての効果を以下のとおり試算している（国に提出した「経済波及効果等調」より抜粋）。 ・経済波及効果：約542億円 ・雇用創出効果：約5,400人 (3) 地域活性化総合特別区域計画書における数値目標 ・外国医師臨床修練等受入数（新規）→累計約100件（平成27年度末） ・がん患者診療数→累計約32,000件（平成27年度末） (4) 24年度当初予算（10億円）として予算化されたが、事業進捗の遅れから25年度当初予算に再計上した（25年度当初予算は2億円、残り8億円を債務負担行為とした）。</p> <p>3 事業の流れ（部局の想定）</p> 	敷地（延床）面積	約8,500平方メートル（40,000平方メートル）	建物規模	10階建て	総事業費	約120億円	事業主体	特定のクリニックを中心としたSPC（特定目的会社）	事業概要	建設する施設の機能としては、<高度がん医療機能>、<健康づくり機能>、<メディカルホテル機能>及び<国際交流・観光機能>の4つを想定	<p>1 予算措置がなされているにもかかわらず、現時点において事業主体（SPC）が構成されておらず、事業計画も策定されていない。</p> <p>2 補助金を交付できるのは、地方自治法上、公益上必要がある場合が前提（※）となるが、現段階では、補助金交付要綱も制定されておらず、補助対象となる具体的な経費内容が定まっていない。</p> <p>3 今後策定される事業計画が、試算されている経済波及効果等にどう結びつくのかを審査する体制及び手法が決まっていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※地方自治法第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> </div>	<p>1 補助金の交付に向けて、公益上の必要性の観点から、補助対象となる経費をより明確にするとともに、事業計画の信頼性を適切に担保することが課題である。</p> <p>2 現在、SPCの設立など具体的なスケジュールが見通せない状況にあるが、交付決定までの間に本事業に対する補助金の交付について公益上の必要性があることを、府として適切に審査していくとともに、事業実施後においても着実に所期の事業目的が達成されているかを適宜フォローしていく必要がある。</p> <p>（委員意見） 補助金交付決定に当たっては、今後明らかになる予定の事業計画について、特区を牽引するに相応しい施設であるかどうか、事業の実現可能性や継続性が十分かなどについて、独立した外部の有識者の意見を聴くなど、幅広い専門的見地から公益上の必要性について審査を行われたい。また、補助金交付後においても、所期の事業効果が発揮されているかについて、適宜事業評価を行われたい。</p>
敷地（延床）面積	約8,500平方メートル（40,000平方メートル）											
建物規模	10階建て											
総事業費	約120億円											
事業主体	特定のクリニックを中心としたSPC（特定目的会社）											
事業概要	建設する施設の機能としては、<高度がん医療機能>、<健康づくり機能>、<メディカルホテル機能>及び<国際交流・観光機能>の4つを想定											

措置の内容

補助金の交付決定に当たっては、当該施設が本特区の目的実現を牽引する施設となるよう、医療・法務・事業経営の専門家からのアドバイスを基に定めた交付要綱に従い審査を行った。要綱上、補助金交付後も10年間、事業の実施状況を確認していくこととしており、毎年、特区事業の実施状況及び事業効果における数値目標の達成状況等の評価を行っている。

監査（検査）実施年月日（委員：平成25年8月23日、事務局：平成25年7月1日から同月11日まで）